

## 令和2年度 第2回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和2年12月17日(木) 14:00~15:30
- 2 場 所 WEB会議及び県庁北館2階 第2会議室
- 3 出席委員 井上委員, 井本委員, 大本委員, 岡本英登委員, 岡本仁委員, 小田委員, 片岡委員, 金子委員, 上川委員, 衣笠委員, 國生委員, 関川委員, 西村委員, 林委員, 平石委員
- 4 議 題 第6期広島県障害福祉計画及び第2期広島県障害児福祉計画の素案について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ  
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)

### 6 会議の内容

議題の「第6期広島県障害福祉計画及び第2期広島県障害児福祉計画の素案について」について、資料1, 2により事務局から説明。

#### 【主な意見】

(委員)

感染症対策の推進について、広島県は施設がクラスターになった場合に、他法人が応援に入るときの予算措置を早く実施していただき、また、障害のある方又は家族が感染した場合に、保護者が感染して入院した場合に誰が面倒を見るかについて、その人を良く知っている作業所の職員、ヘルパー、近所の方などどういった支援をするか予算措置を考えていただいているということで、ありがたいと思っている。

今回の計画案では、第5期にあった障害への理解の促進や権利擁護の推進の項目が盛り込まれていないが、これはどういった考えなのか。

(事務局)

障害福祉計画策定に当たっては、障害者プランと体系を整理し、障害福祉計画は生活支援に関する実施計画の位置付けのため、計画の体系をプランに合わせた上で、サービス量をどのように確保するかや、その時々の特長を反映することとし、理解の促進や権利擁護については、プランでカバーするという体系にさせていただいた。

(委員)

基本理念に「相互に人格と個性を尊重しながら」とあるが、これは障害を正しく理解してもらった上での尊重だと考えている。

障害の理解の促進がなければ、どうやって地域生活を推進するのかと疑問に思うので、福祉計画の中にも入れていただきたい。

(事務局)

単独では体系には現れていないが、考え方としては、自立と社会参加の促進の前提になると考えている。

(委員)

ということであれば、第5期にあったように、今回も項目として入れていただくことはできないか。

(事務局)

どのように工夫ができるか考えさせてほしい。

(委員)

1点目として、自然災害・感染症対策の推進について、どちらかというと、災害に向けて備蓄や受け皿を作っていくということが重点になっていると思うが、コロナ禍の中で、新型コロナウイルスの場合は福祉避難所で受け入れられるのかという声があったり、今、医療崩壊が危惧されている中、保健師の増員も検討されなくてはいけないのかなと思う。

新型コロナウイルス感染症についての具体的な対策や中身について、今後検討されると思うが、今の計画では具体的なものが触れられていないように思うので、現状で考えられていることなどを教えてほしい。

2点目は、全ての避難行動要支援者に対する個別計画が大切になるが、現状は2市町で、目標は全市町になっているのに厳しい実態となっている。

この辺を市町に働きかけをしていると思うが、現状をどのようにとらえて、県としてどのようにしようと思っているのか。

最後に、資料1の4ページに第5期の実績・第6期のサービス見込量を表にしてあるが、実際に目標に対してこの伸び率では厳しいというのがあれば教えてほしい。

(事務局)

1点目の感染症の対策については、色々な対策をしているが、計画には制度として残るもの、例えば、職員の派遣の仕組みや備蓄に係る拠点を整備し、必要に応じて取りに行く仕組みなど、新型コロナウイルス感染症のためだけではなく、コロナを契機としてこのようなことをやっていくということを書き込んでいくイメージを持っている。

2点目については、避難行動要支援者の個別計画の方向性としては、参考資料の個別計画関係に記載のある対応に向けて何とかしたいと思っている。

3点目については、各市町と圏域会議をする中で、訪問系サービスを実施する人がいない、就労定着支援事業の事業所が増えない、計画相談支援を作成する人がいないという意見があった。

(委員)

資料2の42ページの地域生活拠点等について、取組がなかなか進んでいない中で、具体的取組の中に広島県相談支援アドバイザーの派遣とあるが、どんな方がどんな支援をして、今までどんな成果があったか教えてほしい。

もう1点意見として、資料2の18ページのB型の工賃向上のための取組として、工賃の目標が1年に500円ずつのびているが、資料2の19ページにもあるが、生活経費として不足する35,000円を自らの就労でまかなう必要があり、500円ずつのアップでは35年かかってしまうので、ここについては更なる取組が必要であると考えている。具体的な取組に、専門家による直接指導・助言による意識醸成とあるが、具体的にどのようなものがあるか教えてほしい。

(事務局)

1点目については、圏域ごとに1名ずつのアドバイザーに就任してもらっている。

基本的には各市町の要請に基づき派遣しており、自立支援協議会や地域生活支援拠点等の整備の支援や介護の問題について、市町の担当者や地域の事業所とディスカッションしながらスキルをあげている。

数は手元にないが、それなりの回数はやっている。市町の要請に応じてなので、複数回やる市町もあるが、やっていない市町もある。

2点目については、B型事業所等の経営的な部分、工賃を上げるための考え方や経営支援について専門家にアドバイスしてもらっているものと、座学で事業所を集めて経営セミナーを行っているものがある。

(委員)

福祉と企業のコラボはとても重要だと思っているが、福祉で働く方は企業経営に関する知識が浅いので、多くの施設で工賃アップにつながっていない。

中小企業も人が集まらなくて四苦八苦しているということも聞くので、県庁内の商工関係部署と連携して、工賃向上プロジェクトを設置し、専門家から助言をいただくなどの取組を考えてほしい。

(事務局)

工賃向上の支援については、引き続き検討していかないといけない課題と思っている。

今年度から県の就労振興センターにディレクターを1人置き、B型事業所で作っているお菓子類をおやつボックスとして売り出すなどの取組により、就労振興センターの会員企業に還元できるような成果が出ている。ディレクターの取組などをもう少し育てていけば、より成果が上がるのではないかと考えている。

次期工賃向上計画について来年度策定する予定だが、その際にこれまでの反省点やなかなか工賃があがらないのはなぜかを深堀りして、しっかり取り組んでいきたい。

(委員)

療育手帳を持って外出することが多いため、療育手帳のカード化を希望している。

他県でもカード化したところもあると聞いているが、広島県はどのように考えているか。

また、資料2の21ページの情報バリアフリー化の推進の中に、知的障害者を対象とした取組がないが、わかりやすい情報発信をしてほしい。

特に災害が起きたときや新型コロナウイルスに感染したときに安心できるよう分かりやすく伝えてほしい。

(事務局)

療育手帳のカード化については、県でも研究しているが、スマホに手帳の情報を読み込ませ、手帳の代わりにするといった取組をしている自治体もある。

さらに色々なサービスに結びつけると利便性が上がるので、どのようにしたらよいか検討を進めている。

知的障害の方への情報バリアフリーは非常に大きく難しい問題であると認識しており、できるだけたくさんの人に県の情報を理解してもらえるよう、改善を進めていきたいと考えている。

災害時の情報については、障害者の方にとって、避難の必要性や避難情報の理解に支障があることは理解しており、それについてもこれから検討していかなくてはならないが、災害がせまったときに、避難行動要支援者の方をどのように避難させていくかを検討していく中で考えていきたい。

また、西日本豪雨の際に知的障害の方が亡くなられているのは把握しており、そのようなことが起きないように県として進めていく。

(委員)

スマホが使える人は障害者の中でも少なく、全体の1割か2割くらいのため、そのような人はどうしたら良いのか。

(事務局)

全員がスマホを使いこなせる訳ではないということは理解しており、スマホの操作が難しい方については、紙も活用していくとともに、それに代わるものも考えなくてはならない。

使えるものを少しでも増やして、便利にしていきたい。

(委員)

資料2の20ページの職業訓練校について、障害者の職業訓練校は南区に1つしかなく、遠くに住む人のために寮があると思うが、寮に入るのが難しい人もいる。

そんな人のために、三次市の職業訓練校に出張のような形で指導しに来てもらうことは考えられないか。

(事務局)

障害者の方への出張での訓練は、指導者や設備がないと難しく、また、県が運営する障害者職業能力開発校は中四国で唯一本県に設置されているので、三次等での訓練は困難であると考えている。

精神障害等の軽度の方については、県内の他の校で受け入れることもあるが、身体障害者の方などについては他の校では訓練できる状況にはなく、今後予定もない。

(委員)

雇用をたくさんしようと思ったら、通にくい方もいるので、せっかくある学校を少しでも利用するよう検討していただければと思う。

(事務局)

訓練校ではなく民間で受けるコースもあるので、その場合は家の近くで訓練を行う場合もある。また、eラーニングのコースでは在宅による訓練も実施している。

(委員)

資料2の28ページの中老年のひきこもりの件について、仕事上いろんな所に行き、保護者の方に話を聞く機会があるが、病院も精神科なのか、最近は大人の発達障害もあるのでそういった関係のところなのかといったように適切な病院選びができていなくて、間違った病院選びにつながっているような気がするの、その辺の指導をしていただければと思う。

(事務局)

40～60代の中老年のひきこもりは増えており、本県としてはひきこもり相談支援センターの事業を実施し、西部、東部等3か所のセンターを運営している。

センターにおいて、ワンストップで医療や、相談、就労支援のつながりができるような体制を整えている。

(委員)

それを知っている方が少ないように思う。身近で指導できる方向にしていいただければと思う。

(委員)

ひきこもりの診断をつけるのは難しい問題だと思うが、身近な人、保健師、看護職がつなぐのか、発達障害である程度周囲が見守るのか、そういった人材がいるとよいと感じた。

(委員)

発達障害の方については、心療内科というよりは精神科を受診された方がよいと思う。

(委員)

本計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のための計画という位置付けであるが、そのためには人材の確保が大切である。

工賃に関しては、福山で共同受注をして、高賃金につながっているものもあるが、職員が少なく、細かな対応ができなくて外に出ていけないといったケースもある。

計画で数字を上げるのは簡単だが、どういう裏付けで実践していくのかを考えた時に、人がいないとできない。

サービス見込量も同様であり、質を担保していくためには人材確保は欠かせないと思っているが、そこが本計画には盛り込まれていないので、その辺りを教えてほしい。

(事務局)

資料2の54ページに人材育成・確保について記載している。高齢者と併せて人材確保に取り組んでおり、確保を進めていきたいと思っている。

(委員)

県においては、福祉・介護人材確保等総合支援協議会で、高齢者と一体となってという見解を示されているが、介護の日といったイベントの際に、障害は隅の方で少しかかわっているという程度の状況である。

また、ICTやロボットの活用も書かれているが、介護保険の事業所は補助制度がついているが、障害には制度がないケースもあるので、少しでも格差がなくなるように尽力してほしい。

(委員)

資料2の28, 29ページに関して、自殺される方の人数が増えていることや、いのちの電話の相談が いっぱいで受けられないということを知り、県の状況を教えてほしい。

(事務局)

県では「いのち支える広島プラン」を策定し、いのちの電話等を実施している。

自殺者については、コロナ禍の中で全国的に増えている一方、本県においては前年に比べてそんなに変わっていないが、注視していく必要がある。

いのちの電話のデータについては持ち合わせていないが、本県で心のライン相談というものを行っており、相談実績としては、令和2年5月から9月までで1,074件の相談を受け、内容については学校のことやメンタル不調、家族関係が多いという状況にある。

(委員)

資料2の43ページに関して、共生型サービスの制度が平成30年度に創設され、指定を受けているのが24事業所と記載されており、障害をお持ちの方の高齢化が進む中で、今まで利用し慣れた事業所に通うという意味でも、事業所が増えてほしいと思っている。

今後、事業所を増やすに当たって、様々な機会でも周知を図ると記載してあるが、介護人材が少ない中で、具体的にどういった方策があるのか教えてほしい。

(事務局)

共生型サービスは、サービス量を確保するための一つの切り札であるが、普及を拒む一つの要因が報酬体系で、高齢から障害に参入してもらえない状況がある。

報酬面でメリットを感じてもらえていないと感じているので、相談支援の報酬単価も同様であるが、介護に比べて障害の方が安く抑えられていてなかなか改善しない状況にあるため、国への働きかけに力を入れるなどしていきたい。

(委員)

資料2の45ページの日中サービス支援型共同生活援助も新しい事業であり、重度化・高齢化に対応して今後期待されるサービスであると思うが、実態として県内でどの程度行われているのか。

(事務局)

令和2年6月1日時点で6施設ある。国の補助金の関係もあり、新規でグループホームを作る場合は、日中サービス支援型を中心に整備を進めていくこととしている。

(委員)

資料2の33ページの児童発達支援センターの全市町設置の目標については、身近な地域で発達に不安を抱えている児童と保護者が相談できる体制の確保として評価できる。

一方で、現状としては、事業所のサービスの質や内容に格差があり、一部の事業所の利用希望者が多くなっている。と記載されており、これに対する今後の取組は、事業者に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、事業所のサービス内容の公表を行うとある。

放課後等デイサービスなどでは、事業所や保護者の方が自己評価をして、それを公表している形を従来からとっているが、もう少し踏み込んだものが必要かなと思っている。

また、適切かつ計画的にと書かれているが、具体的な頻度など、どのように行っていくという考えがあれば教えてほしい。

(事務局)

情報公表については、利用者にとって選んでいただく必要があるため、県として事業所に公表してもらうよう取り組んでいるところであるが、まだ十分に公表できていない事業所もあるので、そこを徹底しないといけないと考えている。

質の向上の部分についても、放課後等デイサービスなどは、まとまった事業者団体がいない。広島や福山地区で、事業者が集まって勉強会などを実施している。

業界の中のガイドラインではないが、業界に属することでクオリティを確保できると思うので、行政としては業界団体として応援・育成するという取組を進めるべきと考えている。

## 7 会議の資料名一覧（配付資料）

次第

資料1 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画素案の概要について

資料2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（計画素案）

参考資料 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について(中間とりまとめ)」  
の公表について